

原子力政策大綱に示している放射性廃棄物の処理・
処分に関する取組の基本的考え方の評価に関する
報告書(案)に対する御意見への対応(案)

平成20年8月20日

○「第3章 議論の整理及び評価」全体に関して

【御意見】

- ・ 現職の知事や市町村長から意見聴取しておらず、現状分析が不十分で、このような事実(現状)認識の元で行われた評価は適切なものとはいえない。

(No. 6-1)

対応:説明

政策評価部会(以下、「部会」という。)は、部会委員による広域自治体との様々な機会を通じての意見交換や世論調査の結果を踏まえて、広域自治体においては知事が判断を行う前提となる放射性廃棄物の処分に係る知識どころか原子力発電に係る知識に接する機会が極めて不足しているとの共通認識を持ちました。そこで、この状況を改善することにまずは力を注ぐべきとの判断にし、18ページ(4)にある評価を取りまとめました。その中には、ご指摘にある、自治体の首長との意見交換を通じてこの課題の解決に向けての役割分担に関する相互理解を深めていくことも掲げています。

【御意見】

- ・ 今回の評価は、国、電気事業者、NUMOなど推進側を中心に行われているが、自治体について行われていないため、最終処分場の確保という喫緊の課題に対する政策評価部会の姿勢を疑う。(No. 6-2)

対応:説明

部会は、6ページに示した基本的考え方を実現する取組の現状に係る放射性廃棄物に関する自治体の状況について、第23回政策評価部会において元鳥取県知事の片山慶應義塾大学教授や昨年度に資源エネルギー庁からの委託で「共に語ろう電気のごみ」地域ワークショップを開催したNPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットの崎田理事長からご意見をいただくとともに、委員各位がこれまで自治体関係者との応接で得た知見を踏まえて、広域自治体においては知事が判断を行う前提となる放射性廃棄物の処分に係る知識どころか原子力発電に係る知識に接する機会が極めて不足しているとの共通認識を持ちました。そこで、この状況を改善することにまずは力を注ぐべきとの判断し、6ページに示した基本的考え方を実現する取組の現状を評価しました。なお、原子力委員会は、2007年に至り、国の地方自治体との原子力政策に関する意見交換が原子力施設立地自治体に限定されていることについて、関係機関に改善を求めるとともに、自らも原子力白書をはじめとする関連の深い決定・見解を全国の広域自治体に送付するようにしました。また、2008年3月からは、委員長が全国の地方自治体の首長を訪問し、放射性廃棄物の処理・処分を含む原子力政策の基本方針等について説明するとともに、政策の在り方等に関して地方自治体の観点からの御意見を伺う取組を開始しています。

○「第3章 3.1.1.1 全国の地域社会の様々なセクター。地域住民及び電力消費者の理解と協力を得るための取組の強化」に関して

【御意見】

- ・ 回収可能性については処分場閉鎖後も可能であることが立地対策上重要である。
(No. 5-2)
- ・ 報告書14～15頁にかけて記載のとおり、部会では回収可能性についてかなり多くの議論があったと読めるが、これに関して評価の項でほとんど言及がない。課題を整理して今後に向けた提言に取り込むべきではないか。
(No. 26-1)

対応：御意見を踏まえた表現の適切化

原案では、(3)－4における回収可能性に関する議論を踏まえて、4章において多くの関係者に係る留意事項を指摘しています。しかし、検討の結果、この議論を通じて共有された認識を評価の欄に記載することが適切であると判断し、評価を付け加えます。

(4)評価〔報告書p. 20〕

⑧高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組に関しては、専門家の間にも多様な意見があり得ます。そこで、これらについて公開の席で議論が交わされた上で、適切な決定がなされていくことが大切です。このため、国は、今後とも諸決定が公開で行われ、そのために多様な意見が議論されるように工夫することが必要です。なお、いわゆる回収可能性に関しては、我が国においては、ガラス固化体を地下施設に定置する活動が行われる2040年代以降において、その時代における知見を踏まえて将来世代が安全評価を行った上で坑道を閉鎖するまでは、この固化体を回収できることが要請されていますから、その工夫について検討がなされているべきは当然ですし、また、工学技術の問題としては、処分場を閉鎖したからといって回収不可能というべき理由はないとされています。しかしながら、最近、こうしたことをより明確化することが自治体において処分場の受け入れの可否を検討していただくのに重要であるという意見がしばしば提出されますので、関係者はこれに必要な措置についての検討を深め、同時に、こうしたことについても広聴・広報活動を継続していくことが必要です。

【御意見】

- ・ 公募方式のみに頼る受身の姿勢を見直し、適地を選定して、その中から、地域に受け入れられそうな地点に対して積極的に誘致して貰えるように働きかけるべきである。
(No. 5-5)

対応：表現の適正化

原案では、総合資源エネルギー調査会原子力部会放射性廃棄物小委員会(以下「廃棄物小委」という。)が、国会をはじめとして、各所でなされたご意見のようなご指摘も踏まえて、2007年11月に国が前面に立った取組として、NUMOの公募による方法に加えて、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申し入れを追加することを含む取組の強化策を取りまとめ、現在は関係者がそれに従って取組を強化していると理解し、それを着実に実施することを求めています。なお、念のため、評価等においてこのことが自明であるように修正します。

(4)評価〔報告書p. 19〕

- ②・・・廃棄物小委は、2007年11月に a) 処分事業の必要性等に関する国民全般への広報の拡充、処分の安全性や処分施設の立地候補地選定手続き、地域振興等に関する地域広報の充実、b) 国が前面に立った取組として、NUMOの公募による方法に加え、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申し入れを追加、c) 都道府県を含めた広域的な地域振興構想の提示、d) 国民理解に資する研究開発及び国際的連携の推進等の具体的な取組の強化策を取りまとめました。そして、国、NUMO、電気事業者等の関係行政機関等は、現在、当該強化策に示された考え方に沿って取組の強化を図りつつあります。この取組の考え方は適切であり、それぞれの取組の目的達成に向けて絶えざる改善を図りつつ、継続的に実施が図られることを期待します。

第4章(2)においても上記と同様の修正を行っています。〔報告書p. 41〕

【御意見】

- ・ 放射性廃棄物の教育に関する「関係行政機関等」に文部科学省が含まれていることを明示すべき。(No. 6-3)

対応：表現の適正化

ご指摘のように、関係行政機関に文科省が含まれることが自明であるところについては、あえて取り出して記載することを省いています。なお、ご意見を踏まえ、この教育に係る喫緊の課題が次世代への教育のみであると誤解されることのないように、評価の記載を丁寧に行います。

(4)評価〔報告書p. 19－20〕

⑤④情報が正しく伝わるためには、情報の受け手が基礎的な知識を有していることが大切です。人類が生きていくためには、廃棄物の処分は必須の活動ですから、これに係る科学技術を含む知識は、これに関する決定に参加することになる国民の基礎知識の一部を構成すべきです。さらに、処分された放射性廃棄物や産業廃棄物には世代を超えて管理されるべきものがありますから、処分についての考え方等を将来の世代に正しく伝える観点から、次世代層への教育も適切になされることが重要です。関係行政機関等は、このことが喫緊の課題であることを深く認識して、放射性廃棄物の処理・処分に関する学校教育や市民の学習機会整備の在り方について協議するとともに、教育機関とも対話してそれぞれの役割分担を定め、その役割が着実に果たされるように力を尽くしていくことが必要です。

【御意見】

- ・ 対象箇所の経緯説明において、旧核燃料サイクル開発機構が1999年に取りまとめた「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性－地層処分研究開発第2次取りまとめ－」についても言及すべきと考えます。（No. 13）

対応：御意見の反映

ご意見を踏まえ、ご指摘の箇所で、「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性－地層処分研究開発第2次取りまとめ－」についても言及します。

(1)原子力委員会の基本的考え方〔報告書p. 6〕

・・・そこで、総合エネルギー調査会原子力部会(当時)は、この報告書を踏まえ、さらに旧核燃料サイクル開発機構が1999年に取りまとめた「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性－地層処分研究開発第2次取りまとめ－」をこの処分の技術的信頼性に関する拠り所としてその制度設計を行い、それを踏まえて、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(以下「特廃法」という。)が制定されました。

【御意見】

- ・「関係行政機関等は、放射性廃棄物に関する教育の在り方について引き続き検討し、教育機関に働きかけていくことが必要です。」とありますが、「関係行政機関等は、放射性廃棄物を含めた原子力の利用に関する教育の在り方について引き続き検討し、学習指導要領等での取り扱いを充実させるとともに、教育機関に働きかけていくことが必要です。」とすべきと考えます。(No. 14)

対応：表現の適正化

「学習指導要領等での取り扱いを充実させる」かどうかについては、文部科学省の中央教育審議会(文科相の諮問機関)にて審議されるべきことであり、原子力委員会として決定できません。なお、関連箇所の表現の適正化を図るための修正を行います。

(4) 評価 [報告書p. 19-20]

⑤④情報が正しく伝わるためには、情報の受け手が基礎的な知識を有していることが大切です。人類が生きていくためには、廃棄物の処分は必須の活動ですから、これに係る科学技術を含む知識は、これに関する決定に参加することになる国民の基礎知識の一部を構成するべきです。さらに、処分された放射性廃棄物や産業廃棄物には世代を超えて管理されるべきものがありますから、処分についての考え方等を将来の世代に正しく伝える観点から、次世代層への教育も適切になされることが重要です。関係行政機関等は、このことが喫緊の課題であることを深く認識して、放射性廃棄物の処理・処分に関する学校教育や市民の学習機会整備の在り方について協議するとともに、教育機関とも対話してそれぞれの役割分担を定め、その役割が着実に果たされるように力を尽くしていくことが必要です。

第4章 結論 [報告書p. 40]

(1)・・・この場合、情報が正しく伝わるためには、情報の受け手が基礎的な知識を有していることが大切です。人類が生きていくためには、廃棄物の処分は必須の活動ですから、これに係る科学技術を含む知識は、これに関する決定に参加することになる国民の基礎知識の一部を構成するべきです。さらに、処分された放射性廃棄物や産業廃棄物には世代を超えて管理されるべきものがありますから、処分についての考え方等を将来の世代に正しく伝える観点から、次世代層への教育も適切になされることが重要です。関係行政機関等は、このことが喫緊の課題であることを深く認識して、放射性廃棄物の処理・処分に関する学校教育や市民の学習機会整備の在り方について協議するとともに、教育機関とも対話してそれぞれの役割分担を定め、その役割が着実に果たされるように力を尽くしていくべきです。

【御意見】

- ・ 「広域自治体との対話」では内容が不明確なので、原子力委員会との対話の相手が「首長」なのか「自治体職員」なのか「自治体住民」なのか、明らかにして原子力委員会として意思表示したうえで具体的な成果を目指すべき。(No. 26-2)

対応：御意見の反映

「(1)原子力委員会の基本的考え方」に、原子力委員会は、自らも、2008年の第13回定例会議において、「原子力委員長による地方自治体首長との意見交換の実施について」と題する資料第4号に示された提案を了承し、その後、委員長は広域自治体の首長との意見交換を進めている旨、記載します。また、議論や評価の部分でもこのことを言及します。

(1)原子力委員会の基本的考え方〔報告書p. 7〕

…さらに、自らも、2008年の第13回定例会議において了承された「原子力委員長による地方自治体首長との意見交換の実施について」と題する資料第4号に示された提案を踏まえて、委員長が広域自治体の首長に面談し、原子力政策(原子力の安全確保、放射性廃棄物処理・処分、放射線利用、国民・地域社会との相互理解活動等)の基本的考え方について説明するとともに、原子力政策に関する当該地域における関心事項、意見・要望等を伺う取組を進めてきています。

(3)各機関の取組状況を踏まえた議論〔報告書p. 9〕

(3)-1 相互理解活動について

④…←そのことは原子力委員会も痛切に感じ、委員会決定の送付、首長との面談等を始めたところ。

(4)評価〔報告書p. 20〕

⑦⑥原子力委員会は、基本的な政策の推進について指導力を発揮する責任があります。そこで、今後とも関係行政機関等に対して、原子力に関する取組や政策に関する相互理解活動の一環として放射性廃棄物処分政策等の推進に向けた市民との対話や全国の広域自治体関係者との対話の充実を図ることを求めるのみならず、自ら始めた意見交換の取組を充実して進めていくことが必要です。

【御意見】

- ・ 何を対象とした第三者レビューが必要と考えているのか、明示した上で、その必要性については賛否両論あるところ、なお第三者レビューの仕組みを整備すべきという判断に至った理由を追記すべき。(No. 26-3)

対応:御意見を踏まえた表現の適正化

原案では、ご指摘のような疑問の生じることがわかりましたので、関連する記述を整理し、過去の経緯を踏まえて第三者レビューの必要性の根拠を示し、委員会活動の在り方に対する提言を述べるように表現を適正化します。

(4) 評価 [報告書p. 19]

- ③②廃棄物小委には、関係行政機関等の取組に対する第三者評価機関としての役割を期待されていることを踏まえて、今後ともこのようにして、定期的に関係行政機関等の取組状況に関する的確な評価と評価により明確となった問題点に関する原因分析を行い、改善を求めていくことを期待します。④なお、高レベル放射性廃棄物処分懇談会の報告書が「国は、選定の各段階において、事業計画や選定過程の妥当性などについて、技術的な観点及び社会的・経済的観点から確認する。そのさい、公正な第三者によるレビューの仕組みを考えておく必要がある。」としたレビューもこの小委員会が行うことになっていることから、原子力委員会は、このレビューの仕組みが整っていることが高レベル放射性廃棄物処分の取組に対する国民からの信頼を得る観点から重要であることにかんがみ、この小委員会の活動をこの観点からも注視していくとともに、必要に応じて、このレビューの仕組みの在り方についても検討していくことが必要です。

第4章 結論 [報告書p. 42]

- ④・・・また、原子力委員会や関係行政機関等は、学会等、第三者的で独立性の高い学術的な機関に対して意見を求めること等により、国民が信頼できる科学的知見に基づく情報の提供等が行われることについて検討していくべきです。~~あわせて、原子力委員会は、高レベル放射性廃棄物処分懇談会の報告書が必要とした、国が実施主体の事業計画等の確認を行う際の第三者レビューの仕組みに関し、国民の信頼を得ていく観点から、その整備について関係行政機関等の意見も聞きつつ、具体的検討を進めるべきです。~~
- ⑤廃棄物小委には、関係行政機関等の取組に対する第三者評価機関としての役割を期待されていることを踏まえて、引き続き、定期的に関係行政機関等の取組状況に関する的確な評価と評価により明確となった問題点に関する原因分析を行い、改善を求めていくことを期待します。なお、原子力委員会は、高レベル放射性廃棄物処分懇談会の報告書が「国は、選定の各段階において、事業計画や選定過程の妥当性などについて、技術的な観点及び社会的・経済的観点から確認する。そのさい、公正な第三者によるレビューの仕組みを考えておく必要がある。」としていることを踏まえて、この小委員会の今後のこうしたレビュー活動を注視していくとともに、必要に応じて、このレビューの仕組みの在り方についても、関係行政機関の意見も聞きつつ、検討していくべきです。

○「第3章 3.1.1.2 高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発の推進」に関して

【御意見】

- ・ NUMOは立地広報のほかに、安全審査、処分場の設計、建設及び操業を担当する実施主体としてその責務を全うするため、自ら具体的対策を立て、必要あるものは他の機関に協力を要請すべきである。また、組織、陣容の見直しが必要。(No. 5-3)

対応：表現の適正化

ご意見は主としてNUMOの取組に対する具体的提案ですから、NUMOに伝えます。なお、原案における提言からご指摘の趣旨は当事者に読み取って頂けると考えますが、念のため、ご指摘にある関係組織との間で役割分担を協議し、連携強化を図るべきことについては、部会でなされた議論がより明確になるようにします。

(4) 評価〔報告書p. 27〕

- ①⑤国、NUMO及びJAEAの研究開発等の最高責任者は、技術開発や研究開発の実施に当たっては、課題や方策の合理性を確保し、適任者のチームが使命感を持ってこれを実施することが肝心であることを常に想起してリーダーシップを発揮し、なお、その内容に関して国内外の有識者による評価を受けるなどして、いつも正しいことが正しい方法でなされているようにすべきであり、それが可能になるように管理や運営の在り方を見直し、絶えざる改善に努めていくことが必要です。⑥特に、処分事業の実施主体としてのNUMOは、研究開発機関等において行われる関係研究開発の実施内容に反映されるべき技術的要求事項を明確に示すなどして、研究開発機関等との連携・協力においてリーダーシップを発揮できるよう、技術開発の企画・推進・評価能力を一層充実して行くことが必要です。
- ②④国、NUMO及び研究開発機関等は、研究開発や技術開発の推進に当たっては、それらの全体像を示した上での、技術的課題に対する取組の進捗状況や将来の見通し等について分かりやすく国民へ説明していくことが必要です。そこで、地層処分基盤研究開発調整会議においてこのことに関する共通目標と役割分担についても協議すること、及び、そのフォローアップ活動を行っていくことが必要です。
- ③高レベル放射性廃棄物の処分事業の推進にあたっては、処分の安全性についての説明に対する国民の信頼を確保していくことが最も重要です。このため、国及びNUMOは、国民との相互理解活動等を効果的に行う観点から、研究開発機関等の有する多様な施設をこの活動に活用することを含め、こうした機関との連携・協力を強化していくことが重要です。⑦また、NUMOは、このことに資するため及び処分事業に係る知識管理活動の観点も踏まえて、研究開発機関等との連携の下にリーダーシップを発揮しつつ、2000年に研究開発機関によって公表された地層処分の技術的信頼性に関する報告書の作成時点以降の地質学、放射化学、地球科学、原子力工学等の科学技術の著しい進歩を踏まえ、安全な処分の実施に係る技術的信頼性に関する報告を、学会等、第

三者的で独立性の高い学術的な機関の評価を得て取りまとめ、これが常に最新の知見を踏まえているものであるように、定期的に改定していくようにすることが必要です。

第4章 結論 [報告書p. 41]

① 高レベル放射性廃棄物の処分事業の推進にあたっては処分の安全性についての説明に対する国民の信頼を確保することが最も重要です。このため、処分事業の実施主体としてのNUMOは、処分事業に係る知識管理活動の観点も踏まえて、研究開発機関等との連携の下にリーダーシップを発揮し、地質学、放射化学、地球科学、原子力工学等の科学技術の著しい進歩を踏まえて安全な処分の実現可能性に関する技術報告をとりまとめ、学会等、第三者的で独立性の高い学術的な機関の評価を得て公表するとともに、この説明がいつも最新の知見を踏まえているものであるようにするために、これを定期的に改定していくべきです。また、国、NUMO及び研究開発機関等は、国民に対して、地層処分に関する研究開発や技術開発に関して、こうした報告を踏まえてその全体像を明らかにした上で、それぞれの取組の進捗状況や将来の見通し等について分かりやすく説明していくべきです。さらに、国及び NUMOは研究開発機関と連携してこれらの有する研究開発施設を処分の安全性についての国民との相互理解活動に効果的に活用していくべきです。

【御意見】

- ・ 日本原子力開発機構が進めている地下研究施設については、その意義及び目的を明確にし、NUMOとも緊密に連携して適時に成果が得られることが重要である。特に、模擬廃棄体による定置方法及び定置後の長期挙動の把握を要望する。

(No. 5-4)

対応:説明

JAEAとNUMOとの緊密な連携に関しては、「(4)評価」において、NUMOは、関係研究開発の実施内容に反映されるべき技術的要求事項を明確に示していくなど、研究開発機関等との連携・協力においてリーダーシップを発揮できるよう、主体性を持ってより一層の工夫を行っていくことが必要としています。

なお、模擬廃棄体による定置方法及び定置後の長期挙動の把握などの具体的な研究内容については、海外の地下研究施設における標準的取組でもあり、我が国においても地下研究施設においてその実施が可能な環境が整備された段階において実施される試験の一つと考えると、念のためご意見は関係者に伝えますが、政策評価部会が提言すべきものではないと考えます。

【御意見】

- ・ JAEAの地層処分研究部門とNUMOとの統合について検討すべきである。(No. 7)

対応:説明

高レベル放射性廃棄物の処分に関する研究開発の進め方に関しては、ご指摘のようなご意見もありましたが、議論の結果、NUMOは研究開発機関等と連携・協力すること、研究開発の企画・成果の活用にリーダーシップを発揮していくべきことを指摘することが適切と判断されました。

【御意見】

- ・ JAEA等の研究開発機関は、「地層処分の安全性」に関する国民の疑問点に対して、積極的に、かつ分かりやすい説明をするべきである。また国はそのための予算配分をするべきである。(No. 8)

対応:説明及び関連表現の適正化

原案は、「地層処分の安全性」を含む高レベル放射性廃棄物の処分の取組に関して国民の理解と認識を得る活動は、国及びNUMOが中心となって、研究開発機関と連携・協力して開発された知見や、研究施設を用いて実施していくべきとしています。一方、研究開発機関の使命については、処分の安全性に関する知見を生み出すこと、その一環として、安全規制活動に有用な知見を提供することであると認識した上で、活動の説明責任を果たす観点から、その成果について理解を求めて、国民と対話していく活動を強化すべきとしています。さらに、研究開発機関からNUMOへの技術移転の重要性に鑑み、その方法を工夫すべきことを指摘しています。本部会はこの役割分担を変えることについては慎重であるべきと考えています。なお、研究開発の取組に係る評価に関する記載を適正化するために、一部修正します。

(4)評価〔報告書p. 27〕

⊕NUMO及びJAEAを中心とした研究開発機関は、原子力政策大綱の基本的考え方に沿って、それぞれの役割分担に応じた技術開発や研究開発を国際協力等も行いながら、計画的に行ってきており、国及び研究開発機関等は、地層処分基盤研究開発調整会議を設置するなどして、こうした研究開発を効果的かつ効率的に推進する観点から連携・協力に努めていると評価します、しかしながら、これらの取組が今後、十分な成果を上げるためには、関係行政機関等は、以下の事項を踏まえて、これらの取組の改善に努めていくことが必要です。

【御意見】

- ・ NUMOの人材のあり方について、現在の問題点を挙げ、具体的な取り組みを提言すべきである。また、JAEAは研究期間(原文のまま)、NUMOは実施機関であり、必要とする人材も異なるはずであるのに、JAEAの人間を起用するというのは短絡的すぎる。(No. 11)

対応:御意見の反映

報告書の人材育成活動に係る評価に関する記述を見直し、表現を適正化します。

(4)評価〔報告書p. 28〕

- ④②NUMOが処分事業の実施主体として国民の信頼を得ていくためには、今後専門的能力を十分に発揮して処分施設の立地候補地選定の各過程に適切に対応していくことが求められることから、技術開発能力をはじめとするこれらの業務を企画・推進するために必要な能力ある人材を計画的に確保することに努めることが必要です。⑦また、その取組の一つとして、研究開発機関から NUMOへの技術移転を進めることが必要になるので、国、NUMO及び研究開発機関等は、この技術移転の進め方や適切な仕組みについて具体的に検討し、適時に実施していくことが必要です。したがって、JAEAは、この分野の研究開発を推進するに当たっては、地層処分技術を適時にNUMOに移転できるよう、将来においてNUMOで活躍することも念頭においた長期的な人材交流・育成計画を併せ立案・推進していくことが必要です。一方、処分事業は長期に及ぶことから、NUMOは、これらを通じて組織内部に蓄積していく技術的能力を高い水準で伝承していくことが重要です。

第4章 結論〔報告書p. 43〕

- ⑥・・・また、国、研究開発機関及びNUMOは、処分事業の実施主体としての技術的能力の蓄積が適時に行われるよう、研究開発機関からNUMOへの技術移転の進め方や適切な仕組みについて具体的に検討するべきです。さらに、JAEAにおける技術移転を念頭においた長期的な人材交流やNUMOにおける高い水準での適切な技術伝承等の検討もなされるべきです。

【御意見】

- ・ 六ヶ所で製造されたガラス固化体は、貯蔵時の安全確保の観点から要求された仕様に基づき製造されています。報告書の記載では、製造時の仕様が、安全性を考慮せずに定められているように読めるので、誤解のないような表現として頂きたい。また、「他の分野の実践事例」について、具体例があれば記載して頂きたい。(No. 12)
- ・ 「ガラス固化体の品質について、製造者に対して発注する際の仕様は、安全確保の観点から要求される仕様とは一致しないのが、他の様々な分野における実践事例に照らしても一般的なことです。このことについては必ずしも周知されていません。」について、何を言おうとしているのかが分かりにくいと感じます。(No. 16)
- ・ 「ガラス固化体の品質に関し製造者への発注仕様と安全確保上の要求仕様とは異なること等について、国民に分かりやすく説明するべきです。」で何を言おうとしているのかが分かりにくいと感じます。(No. 21)
- ・ 「ガラス固化体の～要求される仕様とは一致しない」ことは、社会に必ずしも周知されていないのであれば「一般的」という表現を使うとぞんざいな印象を与えうるので、適切表現に修正したほうがよい。(No. 26-5)

対応：表現の適正化

ご意見を踏まえて、舌足らずな記載の部分を加筆修正します。

なお、当該部分は3. 1. 1. 1に移動させます。

3. 1. 1. 1(3)－7 その他〔報告書p. 18〕

- ① ガラス固化体の品質に関しては、海外からの返還固化体貯蔵施設や再処理工場に対する安全規制において、それらの安全性を確保する観点からすでに要求が定まっている。一方、高レベル放射性廃棄物の処分活動の安全規制の観点からの品質要求は、廃棄体とバリア等を組合せた処分施設全体の安全性の評価に基づいて確認される過程で定まるものであるから、システムの全体の安全特性について審査が行われていない段階では、このシステムの構成要素の一つである廃棄体の品質だけを先行して定めることは適切ではない。
- ② 上記について理解できないわけではないが、六ヶ所再処理工場でのガラス固化体の製造も始まるので、事業者においては、そうした仕様の間の関係についてきちんと整理しておいた方が良いのではないか。
- ③ 一般にシステム構成要素の品質仕様は、システム安全の観点以外に、操作性の観点や関連する将来における不確実性を考慮して決定されるから、事業者はシステム安全の観点のみから定まる品質要求よりも厳しいところに定めているはずである。そして、処分施設の安全規制においては、多重防護の考え方を採用することを念頭におくとしても、処分されるガラス固化体そのものの仕様を、原子炉の燃料のごとく一本、一本について具体的に規定すべきか、処分坑道に定置される廃棄体の平均的性状を規定すればよい

のか、いろいろな考え方があるが、いずれの考え方が選択されるかによって、ガラス固化体に対する性能要求の在り方は異なってくる。

- ④ 上記ということだとしても、処分施設に関する安全審査の考え方の基本的事項についての議論は始められるべきではないか。処分事業の実施主体であるNUMOや高レベル放射性廃棄物の製造者である日本原燃(株)などが、例えば安全規制機関との間で安全審査の基本的考え方や技術的要求の在り方に関して定期的に情報交換を行うことが必要ではないか。欧米では当然のごとく、取組の初期の段階から関係者が意見交換をしている。

3. 1. 1. 1(4)評価〔報告書p. 21〕

⑩ ガラス固化体の品質については、製造者に対する発注仕様は、処分の安全性の観点以外に、再処理施設や貯蔵施設の安全確保の観点、操作性の観点からや、将来における様々な不確実性をも踏まえて定められるべきものですから、処分の安全性確保の観点からのみの要求水準よりは厳しいものになります。したがって、関連の事業者は、安全規制機関との間で処分の安全に係る審査の基本的考え方や関連する技術的要求の在り方について意見交換を行っていくことが必要です。そして、このことについて国民から関心が表明された場合には、その結果を踏まえて、関連の事業者及び関係行政機関は、こうした実践事例の存在やそれぞれの仕様の決定の論理などについて、国民に分かりやすく説明することが必要です。

第4章 結論〔報告書p. 43〕

(3)・・・また、関係の事業者及び関係行政機関は、ガラス固化体の品質に関し製造者に対する発注仕様と安全確保の観点からのみの要求水準の決定の論理等について、国民に分かりやすく説明するべきです。

【御意見】

- ・ ②で記述されているJAEAの活動は、「3.1.1.2 高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る研究開発の推進」ではなく、むしろ「3.1.1.1 全国の地域社会の様々なセクター、地域住民及び電力消費者の理解と協力を得るための取組の強化」で取り上げるべき内容と考えます。(No. 15)

対応:説明

部会は、原子力委員会が研究開発機関に学習機会の提供を求めている趣旨は、処分の安全性に係る研究開発を行っていることを踏まえて、その取組の説明責任を果たす観点から、その成果に関して国民が学習できる機会の充実を呼びかけたものと理解して、この整理を妥当としています。しかし、そのことは、そうした活動が結果としてご指摘の結果をもたらすことに貢献することを期待していないということでないことはいまでもありません。

【御意見】

- ・ 国、NUMO、JAEAの連携について現状の評価を示してはどうか。(No. 26-4)

対応:説明

部会は、3. 1. 1. 2(3)にある議論に示されるように、ご指摘の連携協力を重要視しています。その結果、(4)の評価にはこの議論に示されたこの連携に活動に対する委員の評価(課題の指摘)が反映されています。

○「第3章 3.2.2 研究施設等廃棄物、長半減期低発熱放射性廃棄物及びウラン廃棄物の処分の実施に向けた取組」に関して

【御意見】

- ・ 原子力政策大綱で示されているものと、直接的には政策大綱と異なる原子力委員会の意見として示されたものであることを明確に示すべきと考えます。(No. 17)

対応：表現の適正化

ご意見を踏まえ、表現の適正化の観点から、以下のとおり修正します。

(1)原子力委員会の基本的考え方〔報告書p. 32〕

研究施設等廃棄物、長半減期低発熱放射性廃棄物及びウラン廃棄物の処分の実施に向けた取組について、原子力委員会は、原子力政策大綱の中で、RIを含む放射性廃棄物については、具体的な制度の施行準備が行われており、また、研究所等廃棄物、長半減期低発熱放射性廃棄物及びウラン廃棄物については、順次、安全規制の考え方等の検討が行われているので、関係者は安全規制制度の準備状況を踏まえつつ、処分の実施に向けて取り組むべきであると方向性を示しました。また、2008年2月には、その後の関係する取組の進展を踏まえて、①国は、研究施設等廃棄物の埋設処分の業務の実施に関して基本方針を定める際には、最新の技術的知見を最大限に活用して科学的に合理的な方法で実施されるべき旨を当該基本方針に定めるべきである、等を含む「研究施設等廃棄物の埋設処分に係る取組の推進について」と題する見解を示しました。

また、付録4に、「研究施設等廃棄物の埋設処分に係る取組の推進について(平成20年2月5日原子力委員会見解)」を追加します。〔報告書p. 61〕

【御意見】

- ・ 主な用語解説で、管理処分の定義は「比較的短い時間経過と共に放射性核種が減衰する」と定義されている。管理処分を行う放射性廃棄物の対象が、セクション 3.2.2 のタイトルに示された廃棄物では大変な矛盾である。(No. 24)

対応：説明

原子力政策大綱では、放射性廃棄物を地層処分を行うものとそうでないものに二分して、後者を管理処分を行う廃棄物と呼んでいます。

【御意見】

- ・ 研究機関が RI・研究所等廃棄物の処分費用を積み立てるために、本来業務である研究活動にかかる費用を圧迫しているという意見を時折聞くが、原子力委員会としては費用積み立ての仕組みに関してはこの観点からも問題はないとの評価である という理解でよいか。(No. 26-6)

対応:説明

委員会は、政策評価部会において、こうして処分費用の積み立てが開始されることによって、将来において実際に処分を行う段になったあかつきに、研究開発機関でありながら、事実上研究開発活動を実施することができなくなる事態が避けられることになったこと、しかし、同時に、概算要求には各種のシーリングがあり、このことが各年の研究開発活動の規模に影響を与える可能性は否定できませんから、関係者において、それぞれの研究開発活動をいま実施することの重要性を精査し、それを十分説得力ある形で説明していくことにいままでにも増して力を入れていくことが重要になったと認識すべきと説明しました。

○「第3章 3.2.3 放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分のための更なる対応策の検討」に関して

【御意見】

- ・ 放射性廃棄物を性状に応じ一元的な処理・処分を可能となるように諸制度を整備することは重要なので、RI・研究所等廃棄物以外にウラン廃棄物についても追記すべき。(No. 3)

対応：表現の適正化

研究所等が発生する廃棄物にはウラン廃棄物も含まれることは、3.2.2から明らかです。なお、報告書(案)作成後、ウラン廃棄物についても基準等の整備が進められているところ、念のため、これに対しても本節の観点から適切な対応が行われるべきと考えていることが読めるようにした方がよいと考えられたので、そのようにこの節の文章を修正します。

(4) 評価〔報告書p. 36〕

国は、原子力政策大綱の基本的考え方に沿って、特に新しく検討対象とした廃棄物の処分に関しては、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分の実現に向けた取組を行ってきていると評価します。原子力委員会は、現在、国において関係法令の整備が進められているウラン廃棄物や RI・研究所等廃棄物の処分についても、これの規制が放射性廃棄物の性状に応じて一元的に行なわれるよう、関係者に絶えず注意を喚起していく必要があります。

【御意見】

- ・ 「特に、現在、関係法令の整備が進められている RI・研究所等廃棄物の処分については、規制における最後の処分の部分が、放射性廃棄物の性状に応じた一元的、合理的なものとなるよう・・・」を、「特に、現在、関係法令の整備が進められている RI・研究所等廃棄物については、その処理・処分が放射性廃棄物の性状に応じた一元的、合理的なものとなるよう・・・」と変更すべきと考えます。(No. 18)

対応：説明及び表現の追加

現在法令の整備が進められているのは処分に関するものですので、変更は不適切です。なお、処理に関して追加された議論を踏まえた評価を付け加えます。

(4) 評価〔報告書p. 36－37〕

・・・また、新たに発生する放射性廃棄物の処理・処分の取組に、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分を行う観点から合理的な限りにおいて、既存施設を活用することを可能にするよう、許認可活動や検査活動に関して関係規制法令の柔軟な運用を働きかけていくことが重要です。

第4章 結論〔報告書p. 43－44〕

(6)原子力委員会は、新たに発生する放射性廃棄物の処理・処分の安全規制においては、既存施設を活用することを可能にするようにすることも含めて、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分が行えるよう、許認可活動や検査活動に関して関係規制法令の柔軟な運用を働きかけていくべきです。

【御意見】

- ・ 「放射性廃棄物を発生源別に整理することは、・・・(中略)、費用合理性もあり、実際の。」とされているが、費用合理性があるとするのであればその評価内容を示すべきではないでしょうか。
また本文が、規制制度に係る進め方について述べており、費用合理性を評価していないのであれば、「費用合理性」は削除すべきと考えます。(No. 19)
- ・ (3)の③の「特に、現在関係法令の・・・(中略)・・・規制における最後の処分の部分が、」と、(4)の「特に、RI・研究所等廃棄物の処分については・・・(中略)・・・可能となるように配慮することが重要です。」の部分を削除すべきと考えます。(No. 20)

対応：表現の適正化

ご意見を踏まえ、議論の論点を明確化するように記述を充実します。

(3) 各機関の取組状況を踏まえた議論等〔報告書p. 36〕

- ②③管理処分を行う放射性廃棄物については、これまで発生源別に整理・検討してきており、それらの処理については、異なる法律により規制されている。すなわち、既存の廃棄物の 処理や保管廃棄に係る施設は、個別規則に基づく施設であり、発生源によらない合理的な処理を計画した場合、その施設は複数の規制を受ける施設とするか、管理事業の新たな規則に準じた施設とする必要があるのではないか。だから、前者を選べば、各規則に基づく定期検査を別々に受検する必要性が出てくるし、既存施設を多重規制施設としようとした場合、新たに設工認や施設検査を受検する必要があるのではないか。しかも、既存施設に対するそのような認可・検査体系がないため、事実上不可能ではないか。他方、後者を選ぶと、処理後の廃棄体等を既存の貯蔵施設等へ戻すことができないため、新規の貯蔵施設が必要になるなど施設の合理的使用が不可能になるのではないか。
- ③④放射性廃棄物の処理・処分については、現実には、必要性の高い発生源のものから順に行政の取組が実施される。その場合、同一カテゴリーに属すると考えられるがその処理・処分の様態が確定しない廃棄物があるときに、一元的取り扱いの重要性を理由に先行して処理処分しなければならぬ廃棄物に対する行政の取組が遅れることがあってはならない。だから、事後において、上の二つの選択が合理的に実行できるようにすることは大切。

④原子力委員会は、その取組に廃棄物の性状の観点から見た横断的整合性が失われることは効果的で効率的な処理・処分が行われなくなる可能性が増大して国民の視点から見てわかり難く、望ましくないので、この観点からの一元的取組が重要であるとしている。しかし、それを理由に行政の取組が遅れてもよいとは考えていないので、今後とも、行政には必要性に応じた迅速な取組を求める。他方、その取組に当たっては、横断的整合性の確保が国民の期待に応えるところを踏まえて、提起されたような取組が可能になるように、実行可能な限り最大限の法律の運用面の工夫を行うことを関係者に求めていくべき。

【御意見】

- ・ 「努力している」という評価は不要。結果が出ているか否かという観点から評価を記載しなおすべき。また、最終行「配慮する」とは、特に何に配慮することを提言しているのか、具体例を示すべきではないか。(No. 26-7)

対応：表現の適正化

ご意見を踏まえて、表現の適正化を図ります。

(4) 評価 [報告書p. 36-37]

国は、原子力政策大綱の基本的考え方に沿って、特に新しく検討対象とした廃棄物の処分に関しては、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分の実現に向けた取組を行ってきていると評価します。原子力委員会は、現在、国において関係法令の整備が進められているウラン廃棄物や RI・研究所等廃棄物の処分についても、この規制が放射性廃棄物の性状に応じて一元的に行なわれるよう、関係者に絶えず注意を喚起していく必要があります。また、新たに発生する放射性廃棄物の処理・処分の取組に、放射性廃棄物の性状に応じた一元的な処理・処分を行う観点から合理的な限りにおいて、既存施設を活用することを可能にするよう、許認可活動や検査活動に関して関係規制法令の柔軟な運用を働きかけていくことが重要です。

○「第4章 結論」に関して

【御意見】

- ・ さらに国が前面に立って、研究開発や安全性PRに留まらない、より積極的な取組みを行うべきではないか。(No. 1)

対応：説明及び関連表現の適正化

この提言は、廃棄物小委における検討結果を踏まえた、関心を有する地域での住民説明会等の実施、文献調査段階の交付金の大幅拡充、地域振興・産業振興の支援等に資する補助金、都道府県向けの交付金の支援措置の整備、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申入れの追加など、国が前面に立った取組が実施されることを念頭に、施設立地の基本的考え方について国民との相互理解を深めていくべきとしているものです。したがって、ご意見はすでに考慮されていると判断しますが、念のため、前段の文章を修正して、そのことがわかりやすくなるようにします。

[報告書p. 36－37]

(2)・・・これに対して、資源エネルギー庁は、廃棄物小委に課題の分析と今後の取組に関する提言を求め、同小委は、a) 処分事業の必要性等に関する国民全般への広報の拡充、処分の安全性や処分施設の立地候補地選定手続き、地域振興等に関する地域広報の充実、b) 国が前面に立った取組として、NUMOの公募による方法に加え、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申入れを追加、c) 都道府県を含めた広域的な地域振興構想の提示、d) 国民理解に資する研究開発及び国際的連携の推進、等の取組の強化策の提言を取りまとめました。また、資源エネルギー庁は、最終処分に関する基本方針及び最終処分計画を改定し、直ちに行動を開始しました。

このことは適切ですが、関係行政機関等の今後の取組には、2008年3月に閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針及び計画の改定において最終処分の開始時期については変更を加えなかったことに示された取組の推進に対する強い決意及び次の指摘が反映されるべきです。

【御意見】

- ・ 第4章に記載された重要な部分にもかかわらず、「なお、原子力委員会は、・・・再検討する是非を議論すべきです。」の表現は何をしようとするのか意味がわからないので、内容を明確(例えば、「・・・処分主体や処分地公募方式などについて再検討する是非を議論すべきです」)に変更すべきです。(No. 2)

対応：説明

部会は、ご意見と異なり、現段階では検討課題をA, B等と限定的に見えるように記載しない方がよいという立場をとっています。

【御意見】

- ・ 事業が進展しない原因を、事業者等の取組不足の面と制度面双方から検討すべき。後者の面に問題があることが明確であれば、2、3年も現状の制度のまま取組を継続すべきではない。(No. 9)

対応:説明

部会は、そのようなご意見の開陳を受けつつ議論を重ね、一方では国民との相互理解が断然不足していること、他方で資源エネルギー庁の取組として、これまでの NUMO による公募に加え、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申入れが追加されているという現実を踏まえれば、いまは、関係者が政策目標の実現に向けて様々な取組に知恵を出し、改善・改良を図りつつつつ全力で取組むべきであると結論しました。

【御意見】

- ・ 提言先はNUMOではなく、電気事業者等である。(No. 6-4)

対応:説明

NUMOの事業を推進するための人材の確保は、電気事業者をその人材の探索先として選ぶかどうかの決定を含めて、NUMOの責任であり、したがって、このことはNUMOに対して提言すべきことです。

【御意見】

- ・ NUMOの評議員会の役割を曲解している。(No. 6-5)

対応:説明

NUMOの定款にはご指摘の設置条文の2項に、「評議員会は、本機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。」とあります。「理事長の諮問に応じて」との限定もありません。役員選任権限を有する法人の内部監督機関ですから、業務の運営状況に関する評価意見を述べるべきは当然あって然るべきです。

【御意見】

- ・ 最終処分事業への取組姿勢が疑われる。(No. 6-6)

対応:説明

2年から3年の間に昨年廃棄物小委が提言した取組を推進して文献調査を開始できなければ、閣議決定された最終処分計画を見直さなければならなくなる可能性があります。部会としては、このことを踏まえ、この取組が一層効果的であるものにするべく関係者の取組の在りかたを含めて評価作業を行いました。

【御意見】

- ・ 現状の結果の分析がない。(No. 10-1)

対応:説明

部会は、3. 1. 1. 1(4)等にあるような高レベル放射性廃棄物の処分に関する取組の現状の結果の分析を踏まえて、「第4章 結論」にある取組の強化策の提言をまとめました。

【御意見】

- ・ 広報不足との認識はあやまり。(No. 10-2)

対応:説明

部会は、事業の必要性、安全性等に関する広聴・広報活動が社会に意思決定をお願いする必要条件と考えています。その上で、3. 1. 1. 1(4)等にありますように、産業廃棄物処分場立地に係る経験等の調査から、利益の衡平を確保する等他の要件もあることに関して意見交換を行うことが重要であるところ、その相互理解が得られていないとの判断をもちました。廃棄物小委がまとめた取組の強化策に、広報の強化に加え、地域の意向を尊重した国による文献調査実施の申入れの追加や広域的な地域振興構想の提示などの取組が盛り込まれていることを評価したのはこの所以です。

【御意見】

- ・ 放射性廃棄物施設の姿を変えることが必要。(No. 10-3)

対応:説明

部会においては、利益の衡平の観点から、ご指摘のような取組を地域社会が意図するなら実現できることを明らかにすることが重要と考え、(3)-3③において、そのことを指摘しています。

【御意見】

- ・ 各原子力施設に中間貯蔵機能をもたせる、あるいは集約的な施設が必要。
(No. 10-4)

対応:説明

部会は、今後発生する使用済み燃料のうち、少なからぬ割合のものが、当面の間、発電所及び発電所外の施設に貯蔵されますが、残りは六ヶ所再処理工場で再処理され、その結果発生する高レベル放射性廃棄物のガラス固化体は海外よりの返還分も含めて青森県六ヶ所村にあるガラス固化体貯蔵施設において30-50年冷却・貯蔵することを前提にして、これの処分にむけての取組に関する基本的考え方の妥当性を評価しました。

【御意見】

- ・ 必要な土地の大きさがイメージできるような広報活動が必要。(No. 23)

対応:説明

念のため、ご指摘はNUMOに伝えますが、そのような情報も広聴広報活動において伝えられていると認識します。

【御意見】

- ・ 国の役割として、国有地の利用を検討したらいかがでしょうか。(No. 25)

対応:説明

国有地の利用については、国会においても提起され、1つのアイディアとして考えられます。しかし、国有地に立地するに際しても、周辺の住民や当該国有地のある自治体の同意を得る必要があります。

○報告書(案)全体に関して

【御意見】

- ・ 原子力委員会政策評価部会は文字通り「政策を評価」するもので、取組状況を評価する会議体ではないのにも関わらず、NUMO等の取組状況を評価することは越権行為である。(No. 4-1)

対応:説明及び御意見を踏まえた表現の適正化

原子力委員会は、その決定「政策評価部会の設置について」(平成18年4月11日、平成18年9月5日改正)において、政策評価部会の検討内容として、「① 原子力の研究、開発及び利用に関する政策の妥当性を評価する。」、「② その他、原子力委員会が指示する事項について調査審議を行う。」としています。この活動、すなわち、委員会決定の妥当性を評価とは、これを基本的方針として行われる関係各省の取組の状況をヒアリングし、評価し、その趣旨を踏まえた取組が実現されるように、あるいは決定そのものを見直すように提言することであり、このため、これまでも、分野ごとに関係者に取組の状況の説明、事実関係の把握や今後の方向性に係る意見交換を行ってきています。なお、第4章の冒頭の文章中の表現に対していただいた意味不明とのご指摘については、これを含む文章を適正化する観点から修正します。

第4章 結論〔報告書p. 40〕

本部会は、第3章に取りまとめられた評価を踏まえて、原子力政策大綱が、それまでに原子力委員会が示してきた取組の基本的考え方の達成状況の認識の上に示した放射性廃棄物の処理・処分に関する取組の基本的考え方は引き続き尊重されるべきですが、その目指すところが実現されるためには、関係行政機関等が、今後、以下に示す提言を踏まえて、関連する取組の改善を図りつつ着実に推進していくことが必要であると評価します。

【御意見】

- ・ 原子力委員会政策評価部会の報告書として、「原子力立国計画」と異なる結論を提示することは許されない。(No. 4-2)

対応:説明

「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」の第二条(所掌事務)は、原子力委員会は、我が国における原子力利用等に関する政策を企画し、審議し、及び決定することとされています。もとより、部会報告は委員会に対して提出されるものであり、その記載事項に関して、委員会が特段の定めをしない限り、部会が自らの責任で定めることができることは自明です。また、委員会としても、各省から孤立するべきではありませんが、各省から独立して所掌事務を行うべきは自明です。

【御意見】

- ・ 実施主体であるNUMOが2002年に設立されてから、既に、5年以上経つにもかかわらず、なんらの成果も上がっていないことに対して徹底的に原因を究明し、具体的改善対策を明示すべきである。(No. 5-1)

対応:説明

この報告書は、NUMOを設立して数年が経過した2005年に取組の進展を評価して示した取組の基本方針の目指すところが実現していないことを踏まえて、原子力施設立地に携わってこられた電気事業者等も構成員となっている廃棄物小委が今後の取組の在りかたについて行った提言、本部会において、このことに関して電気事業者より提示された自らの経験を踏まえた今後の取組の在りかたについてのお考え、実施主体であるNUMO及び関係行政機関等がそうした提言を踏まえて今後企画・推進するとして活動や委員会の定めた政策目標の実現に向けての他者に対する期待や要請等について意見交換を行い、目標実現に向けての取組の現状認識と取組に係る提言を取りまとめています。

【御意見】

- ・ 政策評価部会の評価能力を超える事案を無理矢理評価し、このような無駄な報告書を作成すべきではない。(No. 6-6)

対応:説明

部会は、ご意見で当該施設の立地に係る当事者とされ、部会としてもそのように判断している電気事業者、NUMO、経済産業省、原子力施設立地自治体を含む関連組織と意見交換しつつ、原子力政策大綱に示された放射性廃棄物の処理・処分に関する当面の取組の基本的方針の妥当性を評価し、原案を作成しました。そこでは、その基本的方針の目指すところを達成するために、日本における原子力の意義、その在りかたについて国民が学習できる機会の整備を含む資源を投入することが効果的と考える基本的事項を指摘していますが、処分場建設地点の確定に至る当事者の具体的な交渉や業務を指図するものでないことはいまでもありません。

【御意見】

- ・ 「発生者」及びその「責任」の定義は、将来我国が海外の再処理を受託する可能性を考慮し、国内発生者と国外発生者とを区別すべきでは？(発生者及び責任の定義は、広義では同じだか狭義に解釈すれば異なると考える) (No. 22)

対応:説明

ご意見は今後の原子力政策の検討において参考にさせていただきますが、いまの時点で、報告書に反映するべきものとは考えません。

以上